平成２７年（フ）第９６４号
神戸市北区花山東町３番27―402号
債務者　楠　　節子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６５号
神戸市須磨区大田町４丁目１番18号401
債務者　紀谷　広一
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９６６号
神戸市兵庫区芦原通４丁目２番22―602号
債務者　北村　裕次
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７８号
神戸市須磨区妙法寺字池ノ中236番地の１
債務者　井上　雅裕
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１７号
兵庫県宝塚市中山五月台７丁目２番326号
債務者　長谷川恭正
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
兵庫県川西市向陽台３丁目３番地の80
債務者　國枝　敬子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
兵庫県明石市魚住町清水1600番地の３　県住510号
債務者　竹内　律子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
神戸市西区池上２丁目18番地の３　プチエルディムＣ101号
債務者　川崎　育子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
鳥取県米子市葭津1346番地、前住所鳥取県米子市両三柳4331番地
債務者　吹野　眞理
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１２６号
鳥取県米子市葭津1346番地、前住所鳥取県米子市両三柳4331番地
債務者　吹野　典之
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１８０７号
福岡市城南区梅林１丁目９番30―101号
債務者　兼述　大地
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５１号
福岡県宮若市原田724番地
債務者　水口香奈子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１００号
佐賀県杵島郡白石町大字福富5430番地１
債務者　鐘ケ江美保
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１３７号
佐賀県杵島郡大町町大字福母3053番地１
債務者　山口　正三
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１３８号
佐賀県杵島郡大町町大字福母3053番地１
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１４６号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2509番地５
債務者　松井いずみ
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１８４号
茨城県龍ケ崎市馴馬町4250番地４、前住所茨城県龍ケ崎市久保台３丁目12番地７
債務者　熊谷　　眞
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係